

令和3年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年3月8日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月10日 午前10時00分		
	散 会	3月10日 午後2時29分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	10	與 儀 常 次	11	嘉 陽 崇
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	比 嘉 克 雄	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		

令和3年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第3号

令和3年3月10日（水曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第22号	令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について	質 疑 討 論・採 決
2	議案第23号	令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について	質 疑 討 論・採 決
3	議案第10号	今帰仁城跡観覧料徴収条例の制定について	質 疑
4	議案第11号	今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について	質 疑
5	議案第12号	今帰仁村立学校設置条例等の一部を改正する条例について	質 疑
6	議案第13号	今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	質 疑
7	議案第14号	今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	質 疑
8	議案第15号	今帰仁村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例について	質 疑
9	議案第16号	村道路線の変更について	質 疑
10	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	質 疑
11	同意案第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	質 疑
12	同意案第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	質 疑
13	同意案第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	質 疑
14	同意案第5号	今帰仁村教育委員会の委員の任命について	質 疑

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第22号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について」を議題とします。歳入一括、歳出一括で行います。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 歳入5ページ、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税4,300万5,000円の1節医療給付費の現年度課税分2,803万6,000円、それと2節後期高齢者支援金分現年度課税分1,142万3,000円、3節介護納付金分現年度課税分の354万6,000円、この減額の理由と説明を求めます。

それと7ページ、10款繰入金、1項他会計繰入金、1目他会計繰入金の6節その他一般会計繰入金4,000万円の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

まず5ページ、1款1項1目1節、2節、3節の保険税に関する説明となります。まずそもそも国保につきましても、法律で独立した会計を設置することとしております。村政全般を担う一般会計とは区別して整理することになっておりますけれども、独立採算制を原則としている国保会計につきましても、国や県などの支出金などの特定財源のほか、加入者の皆さんから納めていただく保険税で運営することになっております。それを基に病院への支払い等、事務費などを賄った形で運営を行っておりますけれども、実際令和2年度につきましても国、県の支出金などの特定財源が確定しておりまして、その確定額から不足分を保険税に転嫁しているような状況でありました。保険税に関しましては、それぞれ加入者の所得や資産の状況などが決まりまして調定額が決まっておりますので、その決まった調定額をやはり徴収できる額としております。その不足分につきましても、どうしても収入を得るためには一般会計から繰入れせざるを得ない、もしくは税を上げるしかないというところになります。なので今年度につきましても7ページの他会計繰入金の4,000万円を一般会計から繰入れをして、調定が確定しました保険税の減額分につきましてそこから補う形で会計処理をしていくというところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今の課長の説明では、足りない分は他会計からということで説明があったんですけども、前々は他会計から云々じゃなくして繰上げ充用という形で前は3億円とか、3億5,000万円とかでやったんですけども、今は4,000万円の一般会計からの繰入金で対応できるということで、今後はその他会計からの繰入金がだんだん減少していくのか。国保の会計が県に移管して、だんだん数字が減ってきておりますけれども、この他会計からの4,000万円の繰入金がだんだん減って10年後とか5年後は、ずっと半額とかそこから位置の金額になる可能性がございますか。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

今後の国保財政の見通しについての質疑でありましたけれども、本村をはじめこういった地域に関してはやはり高齢者が多いため医療費の水準が非常に高いです。また所得水準につきましても非常に低いという状況の中であるので、非常に構造的な問題上財政確保が難しいというところと、医療費の支出はやはり自然増を含めて出ていくというところになりますので、この件に関しては今後減り続けるという見通しは今のところ非常に厳しいのかなというのが現状として考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 では課長、減らないようなら負担金上がる可能性もありますか。国保もだんだん上がってくるし、繰入金も4,000万円から逆に上がる可能性もあると予測できますか。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

今年度に限りまして医療費につきましては、コロナの影響もあって病院控えなどがありました。支出を抑えられている部分もあります。今後、継続的に医療費の抑制をするためにはもちろん特定健診とかの健康相談含めて、ジェネリックとかの使用促進など含めて、総合的に今後も引き続き医療費抑制には努めていきます。今後につきましては、やはり先ほど言ったように高齢者というか、比較的年齢層の高い方が多いということもありまして、そういった今婦仁村の課題を見据えて支出の抑制に努めていきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑を終わります。次に歳出の質疑を行います。

質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 歳出、国保特会の質疑いたします。

14ページ、6款2項1目特定健康診査等事業費についてでございます。12節、13節の特定健診の委託料と事業が減額になっております。60万円と22万3,000円ですか。これの要因を伺います。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいま3番與那嶺 透議員の質疑についてご説明いたします。

14ページ、6款2項1目12節委託料、13節使用料及び賃借料に関する特定健診事業の減額につきましてですが、議員の皆さんも対象者なので既にご承知かと思っておりますけれども、令和2年度につきましては新型コロナウイルスのコロナ禍の中、各字での特定健診が実施できない状況にありました。そのため集団接種として回数を減らしてコミュニティセンターで健診を予約制で300名限定しての実施になりましたので、この対象者の枠も減っておりますし、その機会も減っております。そのために12節委託料及び13節使用料等含めて減額になっているという状況にあります。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 機会が減って、まとめてやっていたというところもあります。それについて告知等、どれぐらい告知して何人ほど集まったとか、そういうのも分かれば説明を求めたいのと。あと

特定健診の率で保険者努力支援分の交付金等に影響が次年度以降あるかと思うんですけれども、その辺の見解を伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

まず対象者に関しましては、やむを得ず3回のコミュニティセンターでの実施となりました。やはり1日受け入れ体制が100名ということでした。密にならないよう時間を区切って行いましたので、完全予約制にしております。これにつきましては広報等での周知を図っていて、ほぼその定員に近い数字の受入れを行っています。併せて個別健診、病院での健診につきましては行っておりますので、その辺の対象者になる方への電話督促などをして受診勧奨を行っていったという状況であります。保険者努力支援制度への影響になりますけれども、やはりコロナ禍の中でありますので、健診事業が十分にこなせないという状況がありますので、これが加点に影響するのではないかとは思われますけれども、全县含めて同じような状況になっておりますので、そういったことは逆に言うと加点のほうに県のほうは加味されてくるのではないかと考えております。保険者のせいによらないような状況になりますので、この辺に関しましては県のほうも含めて考慮してもらえるのかと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 歳出8ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の12節委託料180万円、傷病手当金に係るシステム改修の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいま10番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

8ページ1款1項1目12節委託料の傷病手当金に係るシステム改修の180万円の減でございますが、傷病手当金につきましてはコロナに感染した者、また感染の疑いがある者が4日以上お休みになった際の3分の2の給与補填の手当金の支給に係るシステム改修になります。この所得補償というんでしょうか、休業補償に関しましては給与対象者という形になりまして、急遽年度途中からスタートした事業でありますけれども、対象者が非常に少ないというところもありまして、当初システム改修180万円を予定しておりましたけれども、実際上は手計算もしくは自分たちの作成したプログラム等で処理が十分対応できたというところでありましたので、当初180万円計上しておりましたけれども、これはシステム改修に頼ることなく自前で対応したために全額減額しているところであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第22号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について」を採決い

たします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第22号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午前10時17分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前10時17分)

日程第2. 「議案第23号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について」を議題とします。

歳入一括、歳出一括で行います。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 歳入、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑運営事業補助金、1節の高齢者医療制度円滑運営事業補助金の説明。

それと次の6ページ、4款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金の24万7,000円の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 10番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

まず5ページの3款1項1目1節高齢者医療費制度円滑運営事業補助金のマイナス13万8,000円の減額についてですが、これは法改正に伴うシステムの改修になりますが、当初国庫補助対象事業10分の10ということでありましたけれども、それが10分の2の補助に変更になったというところで、国庫補助金の10分の8の分を減額しております。減額になった分につきましては、6ページの一般会計繰入金の事務繰入金から費用を捻出している形になります。併せて6ページの4款1項2目保険基盤安定繰入金に関しましては、8ページの2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の負担分がありましたので、その分を基盤安定のほうから繰入れをしてお支払いしていくというところになっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 これは10分の10から10分の2に下がって、差額分を繰入金で補填すると、補うということと理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

そのとおりであります。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に歳出の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第23号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第23号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第10号 今帰仁城跡観覧料徴収条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 議案第10号について質疑したいと思います。

今回、今帰仁城跡の観覧料等の増額になっておりますが、増額する理由を伺いたいと思います。あと周知期間のほうを1年間設けておりますが、その周知方法を伺います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいま3番與那嶺 透議員の質疑について説明いたします。

今帰仁城跡観覧料徴収条例についての増額の理由についてなんですが、まず平成17年に歴史文化センターが新設されまして、それ以降料金の見直しは行っていない状況です。その間に消費税等の増額もありまして、主な増額の理由としましては類似施設の施設入館料を確認しました。全国各地あるんですが、最も類似されているということで勝連城跡が令和3年度予定で観覧料が設定されます。こちらが城跡と展示施設合わせて600円となります。それと中城城跡が資料館等展示施設はないんですが、現在城跡のみで400円の観覧料となっております。ということで類似施設を見まして、今帰仁城跡についても城跡自体も同等、それ以上と自負しているところで増額したいと考えております。

あと周知方法を1年取っている件についてなんですが、現在、入館チケットを事前購入できるよう旅行会社等と契約して販売を委託している状況です。旅行等に関わることなので、旅行会社についてもいろいろ旅行メニューがあると思います。その間の料金を設定しながらお客さんを募集して旅行、ツアーを組み立てていきますので、その辺の周知期間、調整期間ということで1年間を設定しています。

説明のほう、不足がありました。周知方法ですね、現在クーポン券とか、あとはチケットを場外で委託

販売しております、村内で言えばそ〜れとか、リカリカワルミ、コンビニエンスストアがありますが、そういう店舗については契約をしておりますので、条例が整い次第相手先に通知しながら料金改定の説明をして周知していきます。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 大体理解はできました。増額によって、令和4年度からの増額になるかと思うんですけども、それによって収入の見込みというんですか、どれほど収入が上がるかというのを、見込みのほうを検討されているのかどうか。

あと周知の方法として、今、契約している業者に説明していくというところであると思うんですけども、旅行会社ですね、そのあたりにももちろん周知が必要だと思いますが、もちろんホームページも含めて、今まで来てくれている旅行会社に対して、令和4年度からこれで行きたいと思いますとか、そういうふうなメールなり文書なりも検討されているのかどうか伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時28分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時30分)

嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

まず増額後の収入の増についてなんですが、コロナ禍の状況ということで令和4年度以降どういうふうに移るといえるのは出しきれない状況ではありますが、まず現在、令和元年度にしましては入場者数が23万9,250人、約24万人。入場料が8,386万8,000円ということで、実績があります。今回、増額に当たっては城跡は文化遺産でありますので、まず城跡の状態を保全ということが大前提になります。ということで理想的な目標とする入場者数を現在想定で出しているんですが、経験上、これまでに城跡に一番多く入場者数があったのが平成28年度で30万1,479人となっております。そのときの城跡の状況が、遺跡に影響を与えるような状況になっているということで、感覚的なところなんです、そこをまず30万人として抑えたい。理想的な上限ということで考えております。それは今までの入場者の大人、小学生、団体等の割合を出しまして、入場料を想定しました。それで行くと約1億5,700万円ぐらいになります。入場者数、入場料はそちらを理想的な目安として今、考えているところであります。

あと周知方法等について、旅行会社等に配慮した方法ということでご提案いただきました。ホームページ、広報等を通じながらその辺の周知は確実にやっていきたいと考えています。あと既存の、現在契約している旅行会社等につきましては、契約しておりますので相手先が分かりますので、それは条例が可決されましたら速やかに周知をして対応していきたいと考えています。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時33分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時34分)

3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 周知としては、直接ツアー会社のほうにもしていくということで、この辺は抜かりなくやっていただいて、せつかく1年間期間を設けていますので、確実に周知して、それで知ってもらえた上でお客さんをお呼び込むということをやりたいと思います。

増額の見込みについては1億5,700万円ほどを想定しているということで、今帰仁村の観光拠点として、古宇利と並ぶ拠点の1つとして重要な場所でもありますので、村長に最後にその辺の思いを聞かせていただきたいのですが、城跡はどれほどの観光に対する、経済ですか、位置づけとして考えているのか。その思いをお聞かせいただきたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時36分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時36分)

久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの3番與那嶺 透議員の質疑にお答えしたいと思います。

先ほど来、課長と周知方法、そしてまた増額の理由等議論されておりましたけれども、やはり周知方法につきましてはエージェント、そしてあらゆる利用できる媒体は駆使をして今後周知を図っていきたくて思っております。そしてまた増額によってかなり、5,700万円ほどの増の見込みがあるということもお話をされておりましたけれども、私の観光に対する位置づけということでもありますので、県は2021年度、これは観光客数1,200万人を見込んで観光収入が1.1兆円、そこを目指していた経緯もございます。ご承知のようにコロナ禍によって、かなり観光協会がダメージをくらっているという状況の中で、観光客を戻すときにはコロナの前にはしない。いわゆる新たな誘致方針を打ち出していつて舵をきっていかなければならないと私は認識をしているところでございます。そしてまた観光振興の方向性は今後は量から質、クオリティの時代に来るんじゃないかと。密を避ける、3密、いろいろ今、課題になっているところでありますので、しっかりクオリティを上げるというところで転換をしていかなければならないと。そして村民、あるいは県民、そしてまた国民から支持を得られるような観光、そして経済効果の波及が、それに転換していくんじゃないかと思っておりますので、料金を上げたから質が落ちたとかというふうにはならないように、クオリティを重視して今後エージェント、そしてまた観光協会、商工会と連携を取って今後、今帰仁村は世界遺産の保有村でありますので、しっかりここは位置づけをして、本村の経済波及に貢献をさせていきたいと考えているところです。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 議案第10号について質疑いたします。

この観覧料の料金改定については、望んでいたことですので理解いたしております。附則としてこの条例は令和4年4月1日からということで、約1年周知期間として設けているところでありますけれども、理由として旅行者等への周知ということで、そこは必要だろうと私も理解しているところであります。ただ今回、補正でも上がっているとおりコロナの影響を受けまして、マイナス1,100万円の入場料収入の減ということで、やはり入場料収入というのは今帰仁村にとって数少ない自主財源の1つだと理解した上で、私はこれまで取り組んできたつもりもありまして、旅行代理店に関しては今年度含め、既に予約をしているとか、そういう方たちにとっては、その当時の料金設定でやるべきだと思いますし、それでいいのかなと思うんですが。ただこれ個人に対しては、なるべく早く上げて何ら問題はないのかなと私は思っているところであります。やはり今、これだけ収入の減という部分がありますので、その辺の補填というか、後押しをするためにも私は1年と言わず、できることは早めに早めにやるべきじゃないかと考え

ているところでありますけれども、その辺の見解を伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時41分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時44分)

嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいま2番上原祐希議員の質疑について説明いたします。

まず観覧料値上げに伴いまして、個人客については令和4年4月1日以前に改定して対応してもいいんではないかということですが、個人旅行者についても入館料の情報については既存のホームページ等、問合せで確認されて来訪されて来ていますので、旅行会社等を通じた条件と同じように感じております。ということと、あと看板、パンフ、リーフレット等も修正して準備しないといけないという面もありますので、公平を期して令和4年4月1日から進めさせていただきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 課長の説明で、個人旅行者もホームページ等いろいろ調べて来るわけですから、それは十分分かっているところでありますけれども。そういう人はいてもそうじゃない人もいらっしゃると思うので、そういうところでやはり財源確保していこうというこの辺の決意というか、思いというか、その辺を考えたときになるべく早くがいいんじゃないかという私の思いもありまして、質疑させていただきました。文化財保護法の定めによるところでありまして、今帰仁城跡は世界遺産に登録されております。世界遺産というのはやはり未来永劫、しっかりと残していくべきものとして登録されている大事な文化財でありますので、先ほど社会教育課長からありましたとおり、まずは保護の観点からという話もありましたので、まずは保護することも大事だろうと。保護するためにもお金が必要になりますので、その観点からもやはり早めにそういう措置はしていただいて、しっかりと守っていくべきところは守っていく。先ほど村長からもありましたとおり、これはやはり自主財源の一つの大きな今帰仁村の財産にもなるという観点からも、やはり入場料収入というのは大きいところでありまして、この辺を守りつつ観光資源としてどう活用していくかというところは、これまでも守るべき文化財の担当と、この辺関係性が大変、毎月会議はしていてもなかなかこう見いだせない、難しいところもバランスとしてあるかもしれないですけども、今30万人ということで話を伺っていますが、今後テーマパークもあと数年後には来ますし、実際に水族館には500万人以上来ているわけですよ。あと古宇利にももう100万人以上来ているだろうという、コロナ禍以前の状況というものも考えたときに、この辺の今の想定される30万人というところも含めて、この料金改定、この1年間あるわけですから、その辺もしっかりと先を見据えた戦略が必要ではないかと私は思っております。財源が単純に増える分、それに伴って質の向上というところをしっかりと持っていないと今後リピーターとか、様々な角度からいかに客を、集客というところもやはり考えながらやっていかないと私はいけないと思っていますので、その辺、今であればVRとかガイドの質の向上にもさらに使えるのかとか、ソフトの面も含めましていかにこの財産をうまく活用していくかというところは、今後の今帰仁村にとって大きなポイントになってくるかと思っていますので、この辺、1年間かけてしっかりと、そこも踏まえてぜひ検討していただきたいと思っています。その辺、見解を伺います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ **嘉陽 健 社会教育課長** ただいまの質疑について説明いたします。

今後、城跡については来訪者が増えるということで質の向上を充実するべきではないかということだと思います。これまでも今帰仁城跡においては、コロナ禍以前からインバウンド対策ということで多言語化の看板の書き換え等、あと情報案内板の整備等を進めているところです。議員がおっしゃったように、次年度においてはVRを活用したソフト開発をするということで予算も計上しているところであります。リピーターを増やすということは、質の向上に貢献しているということで考えておりますので、今後も誘客に向けた取組、質の向上ということでリピーターを確実につかむような、来訪者に満足できる施設整備を図っていきたくと考えております。

○ **座間味 薫 議長** 2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希 議員** ぜひ来訪者の満足度向上にもつながるような形で、取り組んでいただけたらと思っています。先ほど述べたような総合的な観光の側面、文化財保護の側面とかというところを総合的に考えた場合に、担当課長からの答弁よりは、やはり村長からの今後1年間の総合的な活用、バランスとか目標設定とか様々なところというのは、今後村長が示すべきリーダーシップというところは大きいのかなと理解しているところであります。今、本当に多言語化、デジタルサイネージとか様々な既に取り組んでいるところではありますけれども、ぜひ今後クルーズ船とか様々なプラス要素がまだまだありますので、サービスの在り方等、いろんな先進地も含めて手段はいっぱいあると思いますので、その辺を含めてぜひ最後に村長の見解を伺って終わりたいと思います。

○ **座間味 薫 議長** 久田浩也村長。

○ **久田浩也 村長** 2番上原祐希議員の質疑にお答えしたいと思っております。

先ほども答弁をいたしましたけれども、これからの観光振興の方向性は、間違いなく量から質に転換すると私は認識しているところでございます。先ほども申し上げましたけれども、やはりあらゆる方々から支持を得られ、そういうところから経済効果につながるものと認識をしているところであります。先ほど文化財保護法に基づいた保護の観点、そしてまた財源確保の視点、そこはやはり守るところはしっかり守って、アクセルを踏むべきところは踏んでいく。そういうところに重きを置いて、しっかりした戦略を持って、先ほど述べられていましたテーマパーク、クルーズ船、そして古宇利観光拠点施設をつなげて、しっかりとした戦略でもって今後臨んでいきたい。そういう思いであります。以上です。

○ **座間味 薫 議長** ほかに質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ **10番 與儀常次 議員** 議案第10号 今帰仁城跡観覧料徴収条例の制定について質疑いたします。

これは別表2の中に、大人600円、中高生450円、小学生以下は無料として、4に教育長が認める教育民泊を利用する中高生150円、門中等の祭祀関係者のときには150円、教育長が特に必要と認める場合150円と書かれておりますけれども、これは村内外同じなのか。また門中等でも大人が多いですので、門中は東御廻りという形で今帰仁城はよく来るんですけれども、こういう場合は前もって連絡したときには150円になるのか。すぐ来たときは通常時の大人600円なのかお聞きします。

それと小学生以下は村外も無料で、今帰仁村の歴史を勉強するために無料でやるのか。村内だけの子供たち、小学生だけが無料なのか。近隣市町村みんな今帰仁城の子や孫なんですね、やんばるはみんな。メ

ンバーも今帰仁城の歴史を勉強するために来た場合は無料なのか。特にこの前、沖永良部と友好都市締結しましたので、今後はコロナが終わったら沖永良部からも沖縄に観光に、修学旅行に来た場合、今帰仁村城に立ち寄る場合、この場合も県外の方も子供たちは150円なのかお聞きします。特に教育長が認める場合とありますけれども、これは臨機応変に対応するのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時57分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時57分)

嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいま10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

観覧料、別表第2条関係なんです、小学生からいたしますと小学生以下ということで、小学生を含んで小学生以下の者ということになります。こちらに関しては村内外問わず無料ということにさせていただきます。

あと4番、教育長が認める教育民泊を利用する中高生、こちらは教育民泊ということで限定させていただきます。

5番の門中等の祭祀関係者について、こちらは門中のほうで線香をあげたりするという関係者ですね、こちらは事前に確認していただくのがよいんですが、こちらに関しては来ていただいて、聞き取りをしながら申請書を書いていただくこととなります。

あと6番、教育長が特に必要と認める場合については、その都度免除申請を出していただいて、確認をして免除とすることにします。こちらに書いているもの全てについて、観覧料の免除でありますので、こちらは申請をしていただいて免除ということになります。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 大体分かりました。小学生は分かりました。

中高生が事前に今帰仁の歴史を勉強したいということで、教育長に申請した場合は150円で、団体で来た場合、今帰仁の歴史・文化を勉強したいということで学校単位で来た場合は150円ということで認識してよろしいですか。伺います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

中高生の学校単位での観覧料ということなんです、こちらに関しては別表のとおり10名以上であれば360円に対応していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時00分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時12分)

先ほどに引き続き今帰仁城跡観覧料徴収条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 それでは議案第10号 今帰仁城跡観覧徴収条例について質疑いたします。

私、今回、この議案が出たときからどうしても理解ができないというところがあって、また今回、皆さんが質疑をしていく中で、そこを整理していこうと思いながら聞いてきました。どうしてもなかなか理解

ができない部分があって、なぜこのタイミングで料金を上げるのか。また村長が先ほどおっしゃったように、コロナの影響によって旅行のスタイルが変わってきていると。落ち込んだものを、また上げていかないといけないというところの中で、私は城跡が、例えば水道会計、国保にしても赤字をずっと垂れ流していると。そういった中で料金体制を変えなきゃいけないという理由ならよく分かるんです。私、水道会計は上げるべきだと思っている人間なので。ただし城跡の料金、令和3年度の予算書を見ました。令和2年度の予算書も見ました。城跡に関わる、文化財に関わる予算の中の一般財源とその他の予算、自治体が持つ分担のものでは大体5,000万円から6,000万円の間なんです。ではこれまで8,000万円ぐらいの収入があるという、赤字でないのになぜ上げる理由があるのかと。それと先ほどの人数にしても、令和元年度は24万人、平成28年度にピークの30万人ということで徐々に減ってきているというところと、これまで城跡の入場者をどれだけ増やそうかという話をされていたはずなのに、料金を上げる、そして村長が先ほど県は1,200万人を目指していると。令和元年度か平成31年度はたしか1,000万人になったと思います。でも観光客は増えているのに入場者数は減っていると。県内の観光は伸びているのに入場者数は減っていると。これ実は統計とかいろいろ取っていくと、上がっていくのが下がりだしたときに、下がりの角度が強くなると、これは止められないんです。そういう対策も打っていないまま上げると。過去に30万人いたから掛ける入場料が収入だという、こういう単純な話ではないんです。それであるならば料金は1,000円にしたほうがいいですよ。どうしても消費者心理とか、そういったものが換算されて、料金というのは消費者のニーズはどこにあるのかという市場調査をした中での料金の設定、城跡の歴史文化財の維持管理に赤字がずっと続いているということが、これまでさんざん話合われているなら、それは上げる理由、今後のこの上げた分をどこに対策を打ちたいかという理由なら分かるけれども、全ての議論がバラ色の議論。30万人掛けるで1億5,000万円になりますと、これは経営者だったらこういう単純な計算は絶対にしないですよ。そこに消費者心理がどれだけ冷え込むのか、そういったことも換算しながらどこまで上げられるのか、下げられるのかというものをバランスを見ながらやっていくのが料金設定であると思うんです。これ今の会話の中では、全くそういった市場の消費者の心理とか、今のコロナ禍で質を求めていかないといけない中で、もう下がってる、これから上げなきゃいけないという矢先に、質の問題を話をする前に料金を上げる話からするというのは、過去の沖縄県の観光のバブっている状態のあの話が基本になっている。もう考え方を変えなきゃいけない。もう一回一からリセットして、まず料金じゃなく中身のことから対策していかないと、全くこの議論、バラ色であって本当に旅行会社に行きますって誰が行くんですか。誰がこれを説得しに行くんですか。で下がったら誰が責任を取るんですか。今の話は、みんなバラ色で誰にも責任がない。やるべきことがまずあるでしょう。今から質が求められる。ではその質を高めるために何をするのか。だからそのために予算が必要だから、この料金を上げるなら分かります。その話は、質だ質だというけれども、どこに何の質を求めているのか全く分からない。予算書を見ても5,000万円から6,000万円自己財源を負担しているだけであって、赤字じゃないと思います。もし赤字というなら赤字を示してほしい。そういう根拠もなく、数字の根拠も積み上げもなくただ上げる、30万人来る1億5,000万円だという、そういった単純な計算はやめてもらいたい。改めて村長に聞きます。本当に1億5,000万円、これをやったらできるんですか。来年じゃなくてもいいですよ、5年以内に。そんな単純な話じゃないと思います。し

かも唐突。村長、これに関して、もう一度答弁を改めて。県は1,200万人を目指していますよ。ただしこれまでずっと上がってきましたよ。でも今帰仁城跡の入場者数は下がりですよ。しかも勾配がついていますよ。この勾配、一度勾配がつくと下がりますよ、止められないですよ。その中に料金を上げるといふ、またパワーを与えてしまうと一気に来ますよ。その辺の覚悟があつて上げるんだつたら村長の覚悟を示していただきたいと思います。答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時18分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時19分)

久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑にお答えをしたいと思います。

先ほど来、私は重ねて今後の観光振興の方向性は、やはり量から質だという考えには変わりはありません。先ほどから、中身をもっとしっかり煮詰めてからやるべきだということでございますけれども、そのために1年間、我々はしっかり煮詰めていって値上げをしていこうということでやっておりますので、その辺はご理解をいただいて、この議案をぜひご理解いただきたいと思っておりますのでございます。詳しい内容については、また担当課長から説明させます。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

まず値上げの理由としまして、大きな要因はまず類似施設の入場料、入館料に対して低いということが挙げられます。あと令和2年度に関してなんですが、グスク交流センターと城跡と文化財係で持っている事業がありますが、当初予算延べしていくと約1億4,000万円で国、県の補助が6,200万円、村負担としまして8,000万円というふうに村が負担しているところでございます。あくまでこれは当初予算のものです。その中から補償金額を差し引きしますと7,600万円程度という内訳となっているところで、入場料、観覧料で収入できるものに比べて、村の負担は結構大きな割合を占めているところであります。質について、向上したほうがいいんじゃないかというところなんですが、こちらに関して平成17年に歴史文化センターが新築されて、それ以来料金がそのままなんですが、その間にも第3、第4駐車場、そしてトイレの整備等を行ってきました。そして来訪者の満足度を高めるために環境美化清掃員、そして繁忙期に当たります12月、2月、冬場の桜まつりの時期を中心にかなりのお客様がいらっしゃいます。その対策として交通整理員の配置、あとデジタルサイネージによる情報発信等、現在も城跡の入り口の案内看板を3月にはリニューアルされて新しいものが設置されています。というふうに満足度向上、質の向上というところでこれまでも整備しておりまして、今後も整備していきますので、その辺については村としてはしっかり対応しているというところでございます。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 課長のほうから答弁ありましたけれども、では城跡の管理については赤字ということではよろしいですか。これ城跡の工事費とか、そういったものを含めての赤字なのか、もう1回伺います。ではそれを料金を上げたという前提の上で、年間何万人を見越して契約をされるのか。もう一度改めて答弁求めます。入場者数が上り調子はいいですよ。下がって角度がついて落ちたときに、こ

れを止めるのは大変なんです。少子化問題も一緒です。下がったときに、これを上げるのは本当に厳しいんですよ。現状維持をするのが精いっぱいか、もしくは緩やかな勾配なんです。そのために急激に下げないためにどうするかということが、今、全ての少子化問題でもいろんな観光のあれでも、そういう今下がり気味のを、下がっていく角度がつかないように、どう軟着陸させるか、緩やかにするかということが対策で打たれていく中で、今の議論はどうしても私は理解ができない。聞けば聞くほど理解ができない。あのときのイケイケの経済状況、黙っていても人が来るというものとはもう違う。村長がおっしゃるとおり質も求められていく中で、質を理解する前に料金が出てしまったときに、質を理解する前に抵抗を感じてしまうおそれが、消費者の心理をちょっと抵抗あるものにしてしまわないかと。もう少しあがいた、コロナで世の中の考え方が変わっていく中で、もう少し様子を見てチャレンジをした中で料金体制をやはり触らないといけないというものなのか。質はもう、今までやってきてもうそこなのかというところにいかない、今、全ての考え方が変わってきているところに突入しようとしている中で、全ての今の議論が1年前、2年前が根拠になっている。違うんじゃないのと。もしかしたらこれがなければ私は賛同したのかもしれない。でもこれだけ観光産業が打撃を受けて、今、海外に行くよりは国内だという流れではあるんだけど。でも消費者の心理として、そんな単純に何掛ける何は何という答えが出るような、単純なものなのか。私はそうは感じられない。そういう意味では、今回料金を上げて、コロナ禍の状況の中で、私は積み上げてきたもう水道会計のようなものに関しては、それは理解するし、私は積極的に上げることに對しては賛同します。しかし今回のこれに関しては、考え方がもう違う。黙っていても人は来ない。まずやるべきことが料金ではなく、そこから取り組んでいかないと一度失った信用は簡単ではないと思っ

○ **座間味 薫 議長** 嘉陽 健社会教育課長。

○ **嘉陽 健 社会教育課長** ただいまの座間味邦昭議員の質疑について説明いたします。

まず料金改定後の目標値についてですが、来場者数を30万人ということで目安にしております。こちらは城跡が歴史文化遺産ということで保全の観点から経験値による30万人が理想であると考えております。それに伴って30万人とした場合は料金600円で想定していますので、1億5,700万円以上で上限、収入が得られることで設定しております。繰り返しになりますが、目標としましては城跡を健全な状態で守りながら活用していくということで、30万人ということで設定しています。

○ **座間味 薫 議長** 久田浩也村長。

○ **久田浩也 村長** 5番座間味邦昭議員の質疑にお答えをしたいと思います。

端的に申し上げて、中身なく料金の改定じゃないかというご指摘だと思うんですけど、我々1年の猶予もしっかり組んで令和4年度から上げようということをご理解していただきたい。その中身についてでございますけれども、さきのライトアップイベント、これは観光協会が主催をしております。今、指定管理者ともしっかりパートナーシップを組んでいるというところもでございます。そして先ほども申し上げましたようにエージェント、先ほど申しました観光協会、商工会、我々中身を今後詰めてですね、こ

の1年間で、そういう中で上げようという試みでございます。今日、明日、上げられないこともありますので、順序が逆じゃないかというご指摘には当たらないと思っております。しっかり今後中身を詰める、この1年間で、観光協会、商工会とも我々議論をしていった中で、この料金改定に見合うような中身にしていこうという方向性を持って、今回の議案の提出に至っていることはご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、課長のほうから答弁ありましたけれども、目標30万人だと。沖縄観光が絶好調だったときの手前のときに24万人。これかなり厳しい目標設定で、あの料金でも24万人。さらにこの状況下において30万人を目標にしているという、全て机上の、机の上だけで計算されている。確かにそれがうまくいくなればそれはバラ色だしいいとは思いますが、本当に単純な話なのかと。30万人行くことすらないんじゃないのかなと。20万人を維持するだけでも精一杯じゃないかなというぐらいの状況です。実際、私たち民泊しながら、高校生などに料金を負担してねという中でも、なかなか出してくれない、これは自腹切らないといけないという中にあるんですね。少しでもエージェントは安くしたい。これは民泊を受入れされている方で持ってよという中でやりくりしている。その150円でも大変な負担というところの中で、本当に料金というのはすごくデリケートで、これが単純に30万人が黙ってても来るんだったら、はっきり言って1,000円にしたほうがいいんじゃないのというぐらい思いたくなりますけれども、そうしたら心理が、冷めてしまう、来なくなるというラインがどこなのと。私はようあっても1コインの500円なのかと思っておりましたけれども、いきなりそのラインを超えたということで、ちょっとコロナ禍の影響の中で、もう1回今、観光というものを見つめ直さないといけない。従来のような人数、30万人の設定なんてものも、これは難しいと。そういうできない設定がまだそこにあるのと。あのときでさえもできていないのに、全ての設定が、数字の根拠が間違ってしまうと全ての計算が間違っし、計算って解釈で幾らでも書けるんですよ。本当に数字というのは幾らでも、掛ける2でも3でもできる。でもこの2はどういう根拠か、3がどういう根拠かという、その積み上げがとても大切だと私は思っているんですね。この600円の根拠があまり分からない。これが勝連城跡と、なぜ勝連城跡を気にする必要があるのと。逆に安くして、勝連城跡のお客さんを奪うぐらいの気持ちで、一人単価を上げるよりもトータルを上げたほうが、30万人を目指したほうが絶対に収入としては大きいと思うけれども。ある意味、30万人の達成を難しくさせるような料金体制じゃないのと。本当に30万人を目指しているのか、目指せる今、状況なのかを含めて、今、現状を維持するのが精いっぱいだと私は思っていますけれども、村長、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 5番座間味邦昭議員質疑にお答えしたいと思っております。

目標30万人は高いという認識だと思うんですけれども、やはり我々行政としてはしっかり高い目標意識を持って臨みたい。おっしゃるようにアフターコロナ、コロナ後は私、個人見解なんですけれども、やはりコロナ前には戻らないだろうと。先ほど来申し上げております量より質、クオリティを上げるべきだと。そういう観点から1年間、重複しますけれどもあらゆる関係団体と協議を重ねまして、しっかりクオリティを高めていきたい。そういう中で1年間猶予を置いているわけです。そういう中で、今、観光協会も

次年度の桜まつりの主催も決定しております。そういう中で協会の職員の皆さん、しっかりいろんな行事に取り組んで、我々も信頼関係を築いているところでありまして、確かに議員が心配されていることも多々あるかと思うんですけれども、その不安を払拭するような中身に1年をかけてしっかりやっていきたいと。そういう中で、この議案に対しての理解を得られたいと思っているところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの5番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 村長、私は高い目標設定よりも、今の現状というのが少子化の問題にしても、いきなり人口ビジョン、質問しますけれどもおおむね1万人で、絶対今の現状を落とさないというまず現実路線から入っていかないと、全てにおいておおむね1万人を目指す。30万人というの、あれだけの状態で30万人がやっとだったのに、この状況でできもしない目標じゃなく、守らなきゃいけない目標、ここはどうしても守らないといけないよという目標設定が大切だと思うんです。ただ目標を掲げればいい、そういう目標を掲げるためにはどうやったら実現するかという戦略、戦術をもって臨むんであって、できもしない目標をやったって、どんな戦術をもって戦略をもって無理ですよ。まずはその目標が、まず守らないといけない目標とは何ぞやと、そこから積み上げていく。ではそのためにはどういう戦略をもってやるか、そういうところがないものだから私は今回の条例に関しても、どうしてもクエスチョン、目標設定が間違っていますよと。30万人来れば1億5,000万円入りますよというこういうバラ色のような話ではなく、まず守らなきゃいけない人数って何名なのと。そういったところから現実的に積み上げていって、目標を達成していく。だから私は、職員の方もいろいろ努力されていると思います。全ての目標設定が夢物語だから、達成しないから面白くないと思うんですよ。まず達成させる、できることをさせる、そうすることで1つ1つを積み上げて達成感も出て、村民一人や職員一人一人が達成感を持って、また新しいステージに立っていくんであって、今の30万人とか、おおむね1万人の人口とかというのは夢物語です。どのように現状これだけは守ろうやという設定目標が大切で、夢を見ないでいただきたいなと思っているので、村長もう1回最後に、私は最後なので村長からこの辺の改めてその思い。今の現状では、私はこの条例に関してはクエスチョンであるというのだけは伝えたいと思っていますので、村長、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 5番座間味邦昭議員の質疑にお答えをしたいと思います。

議員おっしゃるように、夢物語でなく現実を見よということだと思っておりますけれども、私もしっかりと現実を見ていると認識をしているところでございます。再三繰り返しますけれども、1年をかけてしっかり議員の皆さんとも、時間がありますのでしっかりとこの中で議論をして料金の改定に臨みたい。何度も言いますが、やはり量から質の時代が来るというのは間違いないと思います。そのためにも、議論をするためにもまた1年だと、この議案に対してのご理解を得ていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第10号について質疑いたします。

今、5番議員のほうからすばらしい質疑があったと思います。料金改定ということでありまして、コロ

ナ禍の中の料金改定ということで、本気度を持った質疑というのは本当に素晴らしいことだと思っています。その中で、私はこの値上げに対しては賛成であります。前々からもこの辺の議論はありました。指定管理も含め、改定するべきところはたくさんあると思います。コロナ禍の中であっても、現実今でも値上げしているところはたくさんあります。原材料を含めて上がっています。その辺も踏まえて、今回の改定でもあると思います。1年かけてやるということで目標を掲げてやります。たしかにこうバラ色ではない。本気度を持った取組をしていきたいというふうに、素晴らしい議会になっていると思いますよ。この辺、指摘あった部分を踏まえて、どのようにプラスに持っていか。イベントも含めてですね、今までもありましたよ、この城跡の中で。入場者も減っているのに、イベントも減っている。どんなして人を集めるんだという議論もたくさんありました。ここも指定管理者等含めて、どういう議論ができていくのか。今後の目標設定ですね、新年度に向けてまだまだ向かって行けるころはあると思います。そこで城跡の入場料金改定でありますので、新たな目玉的なイベントとか、指定管理者からこの辺の話があるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいま8番與那勝治議員の質疑について説明いたします。

指定管理者からの新しい取組、イベントについてなんですが、現在、3月末にハーブ関係のセミナーを行いながらイベントを行うということで報告を受けました。詳細については、現在手持ち資料がないのでお話ができないのですが、指定管理者については指定管理者が選定されて、現在管理を行っていますが、今年度はコロナ禍の状況の中で計画していた自主事業ができない状況ではあるんですが、この辺は定期的な定例会等含めて、提案等を受けたりしながら、実施に向けてお話は聞くんですが、なかなか実際実現していないところがございます。令和3年度以降につきましては、この辺は指定管理者、また教育委員会含めて、そして観光協会含めながら連携して実現できるように提案事業、こちらも意見を交換しながら対応していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 先ほど来、コロナという見えない敵と戦いながら民間もいろいろ苦勞しているところもあります。民間事業者の中には、大打撃を受けながらもセーフティネットを生かしながら、借金しながらやりくりしているわけです。これだけコロナの前に戻ってしまうと借金も返せない状況になるんですよ、現状維持でしかない。だからコロナ前以上に戻らないとプラスアルファにはならないと。誰も立ち行かないんですよ。その辺も含めて、5番議員からの指摘もあったと思いますよ。なのでこれは我々からも思います。コロナ以前に戻っていかないと厳しいところは常に厳しい。セーフティネットの猶予期間もありますけれども、猶予期間を終わった頃からさらに借金が増していく、返済が増していきます。そこも踏まえて、今帰仁村としてもやはり本気度を持ちながら集客し、今帰仁村内の経済を回す。その高い意識を持ちながらぜひ取り組んでいきたいと思っています。この辺、再三になるとは思いますけれども、城跡に対して熱い思いも持っています副村長のほうからも、広域の観点からも城跡の意義とか、今後展望できることとか、まだ猶予があります。この猶予期間にどれだけ本気度を持ってできるか、そこを伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 ありがとうございます。まだまだ今帰仁城跡の勉強中でありませけれども、ただ個人的な思いとしては、やはりかつて北山城が北部を、国を治めていたというようなこともありますので、ぜひ歴史文化、特に奄美も含めた北山文化の拠点としてしっかり整備できたらと思っています。

あと観光に関しては広域的な視点から申し上げますと、北部広域の中で観光連携に取り組んでいます。例えば今帰仁村であれば本部町、それから離島3村、名護市も含めてそういった連携、ご承知のとおり観光客というのは周遊しますので、そういった中でまた新しい観光コースであったりとか、これから今年の夏頃には国頭3村の世界自然遺産が登録されるというお話もありますので、そうすると海洋博記念公園に訪れていた約500万人の観光客の流れが、今帰仁村を通過して、国道505号を通過して国頭方面に行くと。そういう新しい流れもできるかと思えます。そういう中で、しっかり今帰仁城跡に目を向けるようにエージェントにも説明したり、それから観光協会との連携をしっかりと深めて、様々な観光コース、それからガイドの育成も先を見据えて、コロナ禍の中でありませけれども、収束したその先を見据えて多言語のガイドの育成にも取り組む必要があるのかと考えます。そういった意味でも、充実強化していく意味でも財源というのはどうしても必要ですので、その財源を確保していくために今回の観覧料の改定というのは必要不可欠だと思っておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 議案第10号で質疑いたします。

この提案された別表の(5)門中と祭祀関係者の入場料が提案されていますけれども、この祭祀関係者の皆さんが現在結構城跡を訪れていると思うんですが、この祭祀の行事をする際に線香ですね、そういうのを世界遺産の今帰仁城跡ですので、一昨年の大変ショッキングな首里城の火災もございましたし、この辺祭祀関係者の皆さんに線香の火を、現在制限なしで祭祀をさせているのか。やはりこの線香で現在城跡で祭祀行事をされた際に、その辺の祭祀の線香の火がきちんと消えているかという部分、やはり責任というんですか、見回り、その辺は祭祀の関係者の皆さんに委ねているかと思うんですが、これが万が一、やはり一昨年の首里城の問題……。この辺の入場の際の祭祀の皆さんの150円の、入場の際の火の制限であったり、このあたりの制限関係がどうなっているのかお伺ひします。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいま7番玉城みちよ議員の質疑について説明いたします。

祭祀における線香の取扱いについて、城跡内については確実に、焼香して火を消した状態ということをお願いしながらというのを定期的に係のほうが見回りを行っている状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 答弁で定期的に係のほうでということでしたので、そういう皆さんが入場した後に、同時に一緒に職員が上るとか、指定管理の皆さんが上がって火の確認をすとかということには、今の段階では至っていないのかなという部分もあるので、この辺の火の制限、それを定めていく、これはやはり急ぎ、首里城の火災の問題等も含めて、今帰仁城跡はこれだけの世界遺産でやはり一番トップにあるヒヌカンであったりとかは、あれは木造でできていますので、何かあった場合にはまず城跡の入

場がまず制限される。あるいは首里城の復元にしても、これまで長い時間をかけて復元してきて、オープニングをしたという状態なんですけれども、これが一夜にして首里城も消えていく。今帰仁城跡でも万が一そのような線香の不始末で火災になったときには、やはり入場がどのぐらい、何十年とできなくなってくる可能性もあるので、このあたりは今回のこの料金改定と併せて、この辺の祭祀の皆さんの線香の火の取扱いまで文言をつくっていただきたいと思います。その件についてお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

祭祀の際の線香等火の取扱いについてということで、まずは係に現状等を確認して、また議員がおっしゃるとおり文化財の焼失につながる可能性がありますので、その辺は検討課題として承って対応していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時53分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時53分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時53分)

午 後

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

午前に引き続き議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 議案第10号について質疑いたします。

先ほどからいろいろあるんですが、令和4年度の集客目標が30万人なのか、見込が30万人なのか。それと令和3年度はどう見ているのか。どんな施策を考えているのか。どんな試算方法でこの数字が出たのか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時32分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時36分)

嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいま9番山城 太議員の質疑について説明いたします。

まず令和4年度の集客見込みについてなんですが、先ほど質疑があったように、今帰仁城跡の入場者数については30万人を上限というか理想ということで、入場料の改定を想定しているということで、30万人が現在のところ上限ということです。令和4年度に関しては、現状のところ想定は難しいかなというところはあるんですが、まず令和3年度、新年度予算に計上しています入場料が6,000万円。6,000万円につきましては今年、約3,200万円の収入を見込むということで3月補正で歳入を減額しました。ということで予算の見込みとしては倍近い、2倍近い入場者数を見込むということで6,000万円にして、来場者数としては約16万人程度を今、見込んでおります。令和4年度に関しては、コロナの状況があります。令和3年度の入場者数、入場料も見込で算出しています。令和4年度の入場者数、入場料を想定するのはかなり難しいところがありますので、現在は令和4年度には入場料を改定していきます。今年の実績見込みでは、約8万人程度と予想されますが、その中で5万人単位で入場者数と入場料を想定しますと、10万人当たりで約5,200万円、15万人で7,800万円、20万人で1億300万円、25万人で1億3,500万円、30万人で1億

5,700万円というふうに試算しております。状況に応じながら集客する、入場者数を状況に応じて確認しながら、その都度入場者数については目標を立てていきたいと考えております。

入場者数の増についての施策については、現在一括交付金、そして首里城火災に伴ったやんばる文化連携促進事業等、補助事業を活用しながら利用者の満足度を高めていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 何かうまい具合に理解、頭の中で整理がつかないんですけれども。この600円に値上げ、200円上げるわけですよ。何年か前に私、向こうで窓口業務をしていて400円で売ってましたよ。高いつてびっくりして入らない方が結構数いますよ。多分、ご存じだと思いますが。それをさらに400円からさらに200円上げるタイミング、令和4年度からなんですけれども。さっき5番議員からもあったんですが、私もほぼ同意見なんですけど、その200円のハードルをどのように感じていますか、どのように思いますか。答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時41分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時42分)

嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

令和4年度からの200円値上げについてどう考えているかということなんですけど、類似施設、中城城跡、そして勝連城跡があります。そちらの施設についても同程度の入場料、入館料になっております。そういうことを考えますと、場所的には中部から北部に移ってきますけれども、県内全域で来訪者が周遊しながら訪れるというふうに感じます。海洋博公園でしたか、ちょっとこの辺は定かではないんですが、この辺を来訪する、世界遺産の主要場所の立ち寄る調査もありました。この中では、立ち寄る中で、今帰仁城跡は首里城の次に高いところということになります。この辺の類似施設等も考えますと同等ということで、同じような施設なので来訪者には、数には影響はないのかなと感じております。そして来訪者の満足度を高めるということで、これまでも環境保全、清掃員の作業、そしてデジタルサイネージとか多言語サインの整備等、また次年度においてはVRコンテンツの制作業務を進めていきます。そういうことで満足度を上げるということで事業を進めており、質の向上も図っておりますので問題はないのかと考えております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 問題ないと言いますが、以前400円で帰る方もいたんですね。問題があるんじゃないですかね。200円って大きなハードルだと思いますよ。もう少しタイミングを図ってから、上げるべきは上げていいと思いますけれども、タイミングが違うと思っているんですね。ある程度整備されて後、1,000円でもいいと思いますよ。駐車場代も取るべきだと思います。類似が類似がと言いますが、プライドを持ちましょうよ。世界遺産今帰仁城跡でしょう。何でほかの施設が同等だから、これぐらいでいい。今帰仁、北山城は北部を治めていたんですよ。堂々と1,000円打ち出しましょうよ。財政入るんでしょう。潤うんですよ。そうであれば同様の施設がそれぐらいだから、じゃあ向こうが1,000円に上げたら1,000円にするわけですよ、言っている意味は。それでいいんですか。沖永良部ともつながりがあるんですよ。彼らに対してどう思いますか、彼らは今帰仁を拝むんですよ。同等の施設がそうだ

からって説明があるんですけども、問題ないとか言うんですけども、わざわざあっちからやんばるに来るんですよ。中南部からだけではないんですけども。別に上げることは問題ないんです。タイミング、それとこの理由。あまりに悲しすぎますよ、ほかの施設がそうだからって、再三再四。その辺、村長はどう思いますか。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいま9番山城 太議員の質疑にお答えをしたいと思います。

まず数名の議員の方から質疑がありまして、ある程度理解はしているというところではあると思うんですけども。再三申し上げますけれども、課長からも説明がありましたとおり令和3年度、令和4年度、観光客はコロナ前には戻らないという認識で私は思っております。まず観光客を戻すときには、コロナ前にはならないという認識であります。そして新たな誘致方法を打ち出し舵を切る、いわゆるこれが私は観覧料の料金の改定、そのためには中身をしっかり持てというご意見もありましたので、その中身についてはしっかり、例えば城壁の整備であるとか、そして今回ボランティアガイドがガイドに使うワイヤレスマイクを団体客を誘致するために約300万円程度計上して、今回載せてあります。そういうふうにも中身もしっかり持たせ、それにまたこれまで今帰仁グスク桜まつりを村主体の事務局で開催をしております。その中に、非常にマンネリ化をしているんじゃないかというご意見も多々ございまして、去る1月30日に開催いたしました観光協会主体による城跡ライトアップのイベント、ご存じだと思うんですけども、これは非常に高い評価を得ております。そういう評価も受けながら、去る3月2日の今帰仁村桜まつり実行委員会において、今後令和3年度よりこのグスクまつりの事務局を観光協会へ移管するのを承認いたしました。その中で、観光協会においては各月入場者数の動向を確認しながら、そして新たなイベントを今、検討していると先ほど伺ってきたところであります。今後指定管理者、そして観光協会、商工会、さらには全庁挙げて、あるいは議員の皆さんともいろいろ議論をしながら、さらに中身を深めていく。先ほどこの200円が高いか、ハードルが高いか低いかというご意見もございました。200円を埋めるようなしっかりした中身にしていって、これは令和4年度施行するわけですから、令和4年度には恥ずかしくないような、胸を張って誘致できるような中身にしていきたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後1時50分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後1時50分)

久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 9番山城 太議員から、プライドを持って1,000円ぐらいに上げたらどうかというご意見もございまして、我々としては大変うれしいご提言だと思っておりますので、今後検討する余地があればしっかり中身を詰めて、しっかり積み上げてご提示をしていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの9番山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番山城 太議員。

○ 9番山城 太議員 ぜひ今帰仁ちゅのプライドを持って、他自治体のそういうのを調査するのもいいんですが、それに合わせることなく独自の目線で価値観を持って、今後ともそういったのに取り組ん

でいただきたいと思いますが、村長最後に答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 9番山城 太議員の質疑にお答えしたいと思っております。

しっかりプライドを持ってという叱咤激励の言葉をいただきましたので、今後またこのご意見を引き取りまして庁内でしっかり議論をして、また提示をしていきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 今帰仁城跡観覧料徴収条例についてお伺いします。

今回の観覧料引上げでハード事業、ソフト事業、そういう事業においてこの機会にその観覧料の引上げによる財源確保によって、今後実施していく考えのある事業等があれば具体的にお伺いしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいま6番吉田清尊議員の質疑について説明いたします。

値上げに伴います事業をどう考えているかということなのですが、令和3年度については令和2年度事業を引き続き継続しながら、主だったものとしてはVR映像コンテンツの制作をメインに据えて、事業化してまいります。その後も魅力を高めるために、現在城跡と歴史文化センターの両方を観覧できるチケットであります。それに附随しながら歴史文化センターについてもリニューアルできるような事業を検討していくことを考えております。まずは現在の事業を継続しながら、来訪者の満足度を上げる効果のある事業に取り組んでいきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 VRとか歴史文化センターを活用していくということだと思います。それから継続事業については実施していくと。これまで看板とか多言語対応とか、いろんなことをソフト面を中心に実施してきていただいたことはとても素晴らしいことだと、村民ともども評価をしているところでございます。それで30万人の誘客というのは、いろいろこれまでも議論がありましたけれども、平成28年ですか、それから徐々に落ち込んでいっている部分もあつたりしますので。あるいは特にコロナ禍の中で、今後これを回復していくために、あるいはコロナ禍を抜けるだけじゃなくて、将来10年、20年後を見据えてハード事業をぜひ実施すべきだと。これは多くの方が望んでいることだと確信しています。それでどういふ事業かと言いますと、この世界遺産の中に、あるいはその周辺について、電柱がたくさんあるんですね。ぜひ引上げの財源を、その財源の一部でよろしいですので、ぜひ国、県と協議し、観光協会や商工会も含めて、ぜひ村のほうで国、県と協議をし、あるいは事業の実施に向けて取り組みをしていただきたいと……。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時57分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時57分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 この財源の引上げでハード事業を実施していく考えがあるか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

料金値上げに伴い10年、20年後を見据えた事業計画ということではありますが、こちらに関してはまずは継続事業を取り組みながら、城跡以外では補助事業、こういったものが活用できるのか。そして城跡内について、城跡の整備計画がありますので、整備計画に乗って整備を進めていきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 この財源が30万人になりますと1億5,000万円余りという予想が立てられています。この財源で活用して、より多くの方々に来ていただくという方策を考えていただきたいわけです。この誘客の効果ですね、ソフト事業をこれまでもたくさんしてきたし、これからも継続するということがありますけれども、ハード事業の中には崩落した主郭東側の整備も今も着々と進められていますけれども、そういう1つの中に無電柱化、今帰仁城とその周辺、それについて今後考えていくお考えがあるかどうか。あるいはそういう考えは今のところないのか、村長にお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時00分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時00分)

嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 6番吉田清尊議員の質疑に対しまして説明いたします。

無電柱化につきましては、建設課のほうで申請をしております。今帰仁城跡線ということで申請をしておりますが、なかなか採択の希望がなくて、昨日も説明しましたが、一括交付金で無電柱化の計画をしておりました。2,000万円の事業費を減額したのもそのせいで、無電柱化の事業は今、単価が1キロ5億円と言われております。いろいろ高く、この辺もあって全国でみんな尻込みしている状況があります。申請はしております。実現できるかはちょっと約束はできませんが、申請はしております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの6番 吉田清尊議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 ただいま申請しているということで、これまでも無電柱化、実は実際に進められてきて、一部の地域では、今帰仁城跡の周辺ですね、実現しています。そういうことでこれから申請をして無電柱化することによって、本当に来た方が……。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時02分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時02分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 財源を利用して、ぜひハード事業も推進していただきたい。それについて、ハード事業も推進していく考えがあるのかどうか。ソフト面も教育長が頑張っていますけれども、ハード面もこれからやっていく考えがあるのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時02分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時04分)

玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 それではただいまの6番吉田清尊議員の質疑にお答えします。

ただいまの条例改正の値上げによる収入増、その財源を活用してのハード事業の活用云々があったんで

すが、そこはハード事業今でも先ほど議員からありました城郭の崩落とか国との関係もあります。そのあたりは担当課、またこの担当している教育委員会文化財係とも調整しながら、その収益増の収入がハードに活用できるのかも含めて、これは検討していかなければならないものだと思いますので、その辺はしっかり検討していきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。1 番島袋 誠議員。

○ 1 番 島袋 誠 議員 議案第10号 今帰仁城跡観覧料徴収条例についてお伺いいたします。

やはりいろいろ議員としても見解がある中で、上げたほうがいい、据え置きがいい、下げたほうがいいというのはないんですが、いろんな意見がある中で私個人的には今帰仁城跡、北山を治めた城跡でありまして、日本名城百選にも沖縄で2つ、首里城と今帰仁城跡だけでありますので、自信をもってこの金額、上げていってよりよいサービスをしていけたらいいかと思っております。私もいろいろ思いはありますが、そこら辺はまた一般質問なり次の議会にでも、その指定管理制度、その桜まつり等のことについてもいろいろ問うていきたいと思っております。

1つ気になることがありまして、これは規則の第3条の料金に関する欄です。この規則を読み上げます。「村内小中高生を含む村民、学術研究者、身体障害等を認める者は申請により減免」とありますが、今回の条例によると、第3条のほうですね。その村内小中高生を含むというのが削除というか抜けていまして、「学術研究者、身体障害者手帳を提示した者」とありますが、これまでは村内小中高生は申請により減免、つまり無料になっていたと思っております。今後、この条例改正により、小学生は村内問わず県内、全国、全部無料となっているんですが、村内中高生、例えば規則等でも捨てるのかなと思っております、この扱いを確認したいと思えます。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいま1 番島袋 誠議員の質疑について説明いたします。

観覧料、村内中高生の料金についてなんですが、午前中に10番與儀常次議員との質疑の説明の中で、私のほうがですね、別表の中の3、小学生以下無料というところ……、すみません2番ですね、中学生ですね。その料金について中高生は料金を頂くような説明をして、今回の質疑になったと思えます。こちらについて私の説明の誤りということで、おわびして訂正いたします。今回の観覧料の別表については、中高生450円、団体360円ということで明記しておりますが、こちらは規則により村内中高生について無料にするということで考えておりますので、理解していただきたいと思えます。

○ 座間味 薫 議長 1 番島袋 誠議員。

○ 1 番 島袋 誠 議員 今の説明で、先ほど10番與儀常次議員からもありましたけれども、それだけのあれだとかかかってしまうのかなという危惧されましたので、今の説明を聞いて、村内中高生、小学生は無料になりますので、聞いて安心しております。やはり地元の歴史的にも文化的にもその誇れる施設を、どんどんどんどんやはり中高生、頭が軟らかいうちというか、いろいろ好奇心があるうちに触れてもらって、今帰仁村民としての誇りをもって、またほかの方にも発信できるような形で、やはり中高生がこういうふうに育っていただきたいと思えますので、村内において無料に言明していただくというのはとてもいいことだと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4. 「議案第11号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第11号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

これ改正を見てみると、総務課にあったのが企画財政課に移っただけという形で理解してよろしいですか。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 10番與儀常次議員の質疑についてご説明申し上げます。

今、移住・定住促進事業、それから空き家関係について今、総務課のほうで担っておりますけれども、その部分について企画財政課のほうに移管するというので、業務がなくなるわけではございませんし、事前にお渡しした説明資料の中にも人口ビジョンとかの関連もありますということですので、今後継続していく中でございますけれども、より関連性が強いということで総務課のほうではなくて企画財政課のほうで担っていくという内容になっております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午後2時11分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午後2時12分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5. 「議案第12号 今帰仁村立学校設置条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第12号 今帰仁村立学校設置条例等の一部を改正する条例について質疑いたします。

3ページに特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正と書かれていて、現行と改正と書かれて、改正のところには何も書かれていないです。現行は幼稚園園長、幼稚園副園長等々、最後に薬剤師ということで報酬まで書かれておりますけれども、この組織がなくなったということですか。こっち何も報酬も書かれていないの、ということでの改正ですか。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

今回上げております改正条例については、4つの条例の一部改正と1条例の廃止を1つの議案として上げておりますが、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、

現在休園中の今帰仁幼稚園が今回この条例案が議決されますと廃園となります。廃園となることによって、公立の幼稚園自体が今帰仁村からなくなりますので、この報酬条例においても幼稚園の園長、副園長、あと内科医、歯科医、薬剤師というポジションがなくなりますので、その分で報酬の欄もなくなるということでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今までは学校給食についていろんな方たちがミーティング等々でやってきたということで薬剤師、歯科医の報酬もあったと思うんだけど、この学校給食、子供たちのためのミーティングする場所もなくなったということで理解していいですか。変わったので、また学校給食について、別の形でまたあるのかどうか。こういう方々のミーティング、会合はもうなくなるということでありますか。薬剤師は名護から来ていますよね、この組織がなくなって、学校給食に対しての勉強会とかミーティングはもうないということで理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

この条例が可決されますと幼稚園がなくなりますので、幼稚園についての園長、副園長、内科医、歯科医、薬剤師というポジションがなくなるということでもあります。各学校においては、それぞれ内科医、歯科医、薬剤師というのは委嘱されていまして、報酬についてもそれはまた別で明記されておりますので、これはあくまでも幼稚園の部分に関するものでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6. 「議案第13号 今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第13号 今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

下の提案理由に、2行目から「放課後児童支援員の資格認定が緩和されることにより条例の規定を改正する必要があるためこの議案を提出する」とありますけれども、この放課後児童支援員の資格云々、役割ですね、どういった役割があるのか説明を求めます。それと改正案の中には、平成32年3月31日までの間から、令和5年3月31日までということで、この日付だけの変更なのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 ただいま10番與儀議員の質疑についてご説明いたします。

放課後児童支援員については、学童保育施設で働くための資格ということになっていまして、学童の子供たちを面倒みる人というんですか、職員が当たります。日付については、平成32年3月から令和5年3月31日まで延びるということの条例改正となっています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 この資格が緩和されることによりとありますけれども、資格が要らないで、仕事をやりたい人は誰でもできるということで理解してよろしいですか。放課後の学童のサポートをするのは、今まで資格が必要だったけれども、資格が要らないで緩和されて、働きたい人は誰でも働けるということで理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 資格がいらぬというわけではなくて、この期間研修を受けるということで、みなしということになっています。このみなしの期間が令和5年3月まで延びるという条件になっての改正となっています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7. 「議案第14号 今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時20分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時21分)

日程第8. 「議案第15号 今帰仁村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第15号 今帰仁村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例について質疑いたします。

提案理由には、「園芸農業の活性化及びモデル農家を育成する目的で設置した今帰仁村園芸農業活性化協議会が、一定の役割を終え解散するため、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項に基づきこの議案を提出する」とありますけれども、今帰仁村は県内でも伊江村と並び園芸活性化に取り組んできた地域です。一定の役割を終えて解散するとありますけれども、また必要なときにこれを再現できるかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

今回、提案しています基金条例の廃止についてでございますけれども、この基金を活用してのいわゆる協議会のほうが今回解散するわけですが、基金がもう既になくなるということで。平成17年にこの基金条例が設置されまして、これまでこの基金を活用しながらアドバイザーが、この目的に沿って農業経

営のアドバイスをこれまで行ってまいりました。ただもうこの基金が今年度で全て支出して終わりますので、この基金の条例のいわゆる廃止ということで今回提案しております。ただ議員がおっしゃるとおり、では今後どうするかということでもありますけれども、もちろん次年度予算にもそういったアドバイザーの経費も計上しております。支出は違いますが、基金を活用してのものではございませんが、担い手等の育成もしっかり含めて村で取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 課長の説明で大体分かりました。我々、前にハウスを導入するときに、過去にいっぱいハウス導入をしてきました。そのときに何割か基金として導入した農家は納めました。これが基金だと思っています。この納めたお金が、ハウスを導入したときに納めたお金が底をつくから、一応解散してということの説明がありますけれども、またいろんな事業をするときに基金として取り組んで、またできるということに理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

そのような趣旨で農家の要望、議員がおっしゃるとおりそのとき農家負担が1割ありました。それを活用してのアドバイザーの設置でございましたので、もし今後新たな事業等でそういった要望が強ございましたら、またもちろん農家の同意を得て、それが可能であればそういったアドバイザーの設置も十分に検討するに値するのではないかと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今は今帰仁村園芸農業活性化の事業の基金として理解していますけれども、別の基金もごございますか。別の農家の基金ですね。園芸農業だけではなくて別の農家の基金等々もごございますか。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

この基金については、北部振興事業で導入した事業について基金を創設しておりますので、この基金のみになります。またその他の農業関係の基金については、現在ないものと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9. 「議案第16号 村道路線の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10. 「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11. 「同意案第2号」、日程第12. 「同意案第3号」、日程第13. 「同意案第4号」の「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14. 「同意案第5号 今帰仁村教育委員会の委員の任命について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(散会時刻 午後2時29分)